

障害児福祉手当・特別障害者手当のてびき

① 手当の種類

障害児福祉手当

在宅（入院中も可）の20歳未満で、身体または精神に重度の障害を持っているために、日常生活上、常時の介護を必要とする児童に対して支給される手当

●支給対象児童

- ・次ページの③手当の認定基準に該当する方。
- ・在宅である方（グループホーム等を含む）。

※次のような場合には手当は支給されません。

- ・社会福祉施設に入所している場合。
（社会福祉施設・・・児童養護施設、障害児入所施設、療養介護を行う病院又は障害者支援施設等）
- ・児童本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める限度額以上である場合。

●手当額及び支給月

- ・手当額 月額16,560円（令和8年4月現在）
- ・支給月 5月（2月～4月分）・8月（5月～7月分）・11月（8月～10月分）・2月（11月～1月分）

特別障害者手当

在宅の20歳以上の障害者で、身体または精神に著しく重度の障害があるために、日常生活上、常時特別の介護を必要とする方に対して支給される手当

●支給対象者

- ・次ページの③手当の認定基準に該当する方。
- ・在宅である方（グループホーム・サービス高齢者住宅等を含む）。

※次のような場合には手当は支給されません。

- ・社会福祉施設に入所している場合。
（社会福祉施設・・・療養介護を行う病院又は障害者支援施設、特別養護老人ホーム等）
- ・病院、診療所、老人保健施設に3ヶ月を超えて入院している場合。
- ・本人又はその配偶者、扶養義務者の所得が政令で定める限度額以上である場合。

●手当額及び支給月

- ・手当額 月額30,450円（令和8年4月現在）
- ・支給月 5月（2月～4月分）・8月（5月～7月分）・11月（8月～10月分）・2月（11月～1月分）

② 新規申請に必要なもの

- (ア) 個人番号（マイナンバー）のわかるもの（申請者及び配偶者及び扶養義務者のもの）及び身分証明書
- (イ) 診断書（用紙は障害によって異なります。窓口で所定の用紙をお渡しします）
- (ウ) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳（お持ちの方のみ）
- (エ) （申請者が年金受給者の場合）前年の年金受給額のわかる公的年金の源泉徴収票・年金決定通知書・年金支払通知書・年金額改定通知書等のうちいずれか
- (オ) 本人名義の銀行預金通帳

③手当の認定基準

●障害児福祉手当

①のいずれかの障害程度に該当する児童

●特別障害者手当

次の①～⑤のうちいずれかに該当する方

- ① ⑧の障害程度のうちの2項目以上に該当する方。
- ② ⑧の7項目の障害程度のうちの1項目に該当し、かつ、③の11項目の障害のうち2項目以上に該当する方。
- ③ ⑧の(3)から(5)までの障害程度のうちの1項目に該当し、かつ、①日常生活動作評価表で10点以上となる方。
- ④ ①の(8)に該当する内部障害などで、日常生活上絶対安静の状態にある方。
- ⑤ ①の(9)に該当し、かつ、②日常生活能力判定表で14点以上となる方。

A

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- (2) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両下肢の用を全く廃したもの
- (6) 両大腿を2分の1以上失ったもの
- (7) 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (9) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (10) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

B

- (1) 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- (5) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
- (7) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

C

- (1) 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- (3) 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- (4) そしゃく機能を失ったもの
- (5) 音声又は言語機能を失ったもの
- (6) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- (7) 1上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- (8) 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- (9) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- (10) 全各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (11) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(注)

- 1 上記障害程度の詳細な基準は、厚生労働省が定めています。
- 2 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。
- 3 上記障害程度の基準は、障害手帳における身体障害認定基準と必ずしも一致するものではありません。



D 日常生活動作評価表

③の(3)、(4)、(5)のいずれか1つの障害がある方

動作	0点	1点	2点	判定
1 タオルを絞る（水をきれる程度）	ひとりのできる	ひとりのできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
2 とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない	
3 かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない	
4 ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない	
5 座わる（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）	ひとりのできる	ひとりのできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
6 立ち上る	ひとりのできる	ひとりのできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
7 片足で立つ	ひとりのできる	ひとりのできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	
8 階段の昇降	ひとりのできる	ひとりのできてもうまくできない	ひとりでは全くできない	

(備考) おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする。

つえ・松葉づえ・下肢装具等の補助具等を使用しない状態で判断する。

合計 点

※10点以上である必要があります

E 日常生活能力判定表

④の(9)に該当する方



動作	0点	1点	2点	判定
1 食事	ひとりのできる	介助があればできる	できない	
2 用便（月経）の始末	ひとりのできる	介助があればできる	できない	
3 衣類の着脱	ひとりのできる	介助があればできる	できない	
4 簡単な買い物	ひとりのできる	介助があればできる	できない	
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない	
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない	
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない	
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない	

(備考) おおむね全介助2点・半介助1点・介助なし0点とする。

合計 点

※14点以上である必要があります

④所得制限について

手当の申請者、その配偶者又は生計を共にする扶養義務者の前年の所得が下表の限度額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで手当が支給されません。

(扶養義務者の範囲・・・同一居住している直系血族及び兄弟姉妹。別世帯であっても同一居住していれば対象となる。出稼ぎ等で形式的に別世帯・別居となっている場合も対象となる。)

限度額表

扶養親族等の数	受給資格者(本人)	配偶者及び扶養義務者
	所得額 (参考:収入額の目安)	所得額 (参考:収入額の目安)
0人	3,758,000円 (約5,372,000円)	6,287,000円 (約8,319,000円)
1人	4,138,000円 (約5,848,000円)	6,536,000円 (約8,586,000円)
2人	4,518,000円 (約6,324,000円)	6,749,000円 (約8,799,000円)
3人	4,898,000円 (約6,776,000円)	6,962,000円 (約9,012,000円)
4人	5,278,000円 (約7,198,000円)	7,175,000円 (約9,225,000円)
5人	5,658,000円 (約7,620,000円)	7,388,000円 (約9,438,000円)

(注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者についての限度額(所得額)は、上記の金額に次の金額を加算した額

(1) 受給資格者(本人)の場合は、

- ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- ②特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき25万円

(2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき
(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

(注2) 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額。

控除一覧

控除の種類	受給資格者(本人)	配偶者及び扶養義務者
雑損控除	相当額	相当額
医療費控除	相当額	相当額
小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
配偶者特別控除 (最高33万円)	相当額	相当額
肉用牛の売却による事業所得にかかる免除	相当額	相当額
特定親族特別控除	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	8万円
障害者控除(本人)	—	27万円
障害者控除(扶養親族・扶養配偶者)	27万円	27万円
特別障害者控除(本人)	—	40万円
特別障害者控除(扶養親族・扶養配偶者)	40万円	40万円
寡婦控除	27万円	27万円
ひとり親控除	35万円	35万円
勤労学生控除	27万円	27万円

◎所得額の計算方法

所得額=年間収入金額-必要経費(給与所得控除額)
-右表の控除額

※給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合は、給与所得額と公的年金額等に係る所得の合計額から10万円を控除する。

◎問い合わせ先・申請受付窓口

北部障害者支援課 TEL 06-4950-0374 FAX 06-6428-5118

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階 北部保健福祉センター内

南部障害者支援課 TEL 06-6415-6246 FAX 06-6430-6803

〒660-0876 尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル5階 南部保健福祉センター内

障害福祉課 TEL 06-6489-6397 FAX 06-6489-6351

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁南館1階

※各地区保健・福祉申請受付窓口での申請も可能です。